

尾花沢市週休２日確保工事实施要領

(趣旨)

第１条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取り組みとして、尾花沢市が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休２日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１) 週休２日確保工事

本要領に基づき週休２日の確保に取り組む工事をいう。

(２) 発注者指定型

現場閉所により週休２日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。

(３) 受注者希望型

現場閉所により週休２日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。

(４) 受注者希望型（交替制）

交替制により週休２日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。

(５) 週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

(６) 完全週休２日

現場閉所による週休２日において、毎週土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(７) 対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(８) ４週８休以上

現場閉所率又は休日率の割合が、２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいう。

(９) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(10) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(11) 交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者が交替で休日確保することをいう。

(12) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

(対象工事及び発注方式)

第3条 尾花沢市が発注する全ての建設工事を週休2日確保工事の対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

- (1) 災害復旧事業による応急工事
- (2) 緊急を要する工事
- (3) 対象期間が30日未満の工事
- (4) 単価契約方式による工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか適切でないと市長が認める工事

2 連続施工せざるを得ない工事は受注者希望型（交替制）で発注するものとする。

3 前項に該当しない工事は発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難い場合は、受注者希望型で発注することができる。

(発注者指定型による週休2日確保工事の取扱い)

第4条 発注者は、当初（発注）時において、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による週休2日確保工事である旨及びその発注形式を記載する。

3 受注者は、工事打合簿により施工開始日を発注者に報告し、あわせて週休2日又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

4 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

5 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款第22条の規定により、工期の延長変更を請求できるものとする。

6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、

振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休 2 日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休 2 日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

9 受注者は、週休 2 日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿により実施状況を協議するものとする。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料

(2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

10 発注者は、変更（精算）時の積算において、現場閉所が 4 週 8 休に満たない場合、4 週 8 休以上の経費の補正を除して、工事費を積算するものとする。

11 発注者は、週休 2 日確保工事において 4 週 8 休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休 2 日確保工事实施証明書」を発行するものとする。

（受注者希望型による週休 2 日確保工事の取扱い）

第 4 条の 2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型による週休 2 日確保工事である旨を記載するものとする。

2 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休 2 日確保工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。

3 受注者は、週休 2 日確保工事を実施する場合、工事打合簿により施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休 2 日又は完全週休 2 日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休 2 日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

4 受注者は、工事名標示板に週休 2 日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

5 受注者は、週休 2 日又は完全週休 2 日の達成を理由に工期の延長変更を請求する

ことはできない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款第22条の規定により、工期の延長変更を請求できるものとする。

6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

9 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿により実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料

(2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

10 発注者は、変更（精算）時の積算において、4週8休以上の現場閉所を達成した場合、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

11 発注者は、週休2日確保工事において4週8休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事实施証明書」を発行するものとする。

（受注者希望型（交替制）による週休2日確保工事の取扱い）

第4条の3 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型（交替制）による週休2日確保工事である旨を記載するものとする。

2 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休2日確保工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。

3 施工体制台帳に記載されている元請及び下請の技術者及び技能労働者を受注者希望型（交替制）の対象者とする。ただし、次の各号に該当する者は除くものとする。

(1) 非常勤の者（臨時で従事する者）

(2) 現場作業日数が5日未満の者

- 4 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、対象者の氏名、対象期間の日数及び休日（予定）を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。
- 5 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
- 6 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできない。ただし、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款第22条の規定により、工期の延長変更を請求できるものとする。
- 7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた休日に作業を行う場合は、振替休日を設定するものとする。
- 8 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができるものとする。
- 9 受注者は、当初予定していた休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 10 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、休日率を記載した工事打合簿により実施状況を協議すること。協議にあたっては、現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の休日状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類を提示しなければならない。
- 11 発注者は、変更（精算）時の積算において、4週8休以上の交替制を達成した場合、4週8休以上の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。
- 12 発注者は、週休2日確保工事において4週8休以上の交替制を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事实施証明書」を発行するものとする。

（実施証明書の発行）

第5条 市長は、週休2日確保工事において4週8休以上の現場閉所を達成した場合、工事が完成検査に合格し、目的物引渡しが完了した後、速やかに週休2日確保工事实施証明書（別記様式第1号）を発行する。

2 週休2日確保工事实施証明書の有効期間は発行日から1年間とする。

（入札参加資格審査における加点）

第6条 週休2日確保工事（現場閉所）として実施したものについては、尾花沢市建設工事等入札参加資格審査基準第3項第2号⑥の規定により、総合点数に加点する。

（その他）

第7条 工事費の積算については山形県県土整備部週休2日確保工事实施要領に基づ

くものとする。

- 2 週休 2 日確保工事における工期の考え方は、山形県県土整備部週休 2 日確保工事実施要領に基づくものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。